

長野県告示第154号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定しました。

令和5年3月27日

長野県知事 阿部 守一

氏名又は名称 及び代表者の氏名	住所又は所在地	認定年月日
大北農業協同組合 代表理事組合長 武井 宏文	大田市大町字光明寺3091-1	令和5年2月24日

産業技術課

長野県長野建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年4月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月27日

長野県長野建設事務所長 吉川 達也

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 403号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市若穂綿内字町8528番地先から 長野市若穂綿内字西古屋8016番の2地先まで	旧	m 6.5 ~ 16.0	km 0.2230
同 上	新	12.5 ~ 18.3	0.2230

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 丸子信州新線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市大岡乙204番の1地先から 長野市大岡甲7828番の5地先まで	旧	m 4.2 ~ 21.6	km 1.1196
同 上	新	6.6 ~ 29.6	1.1196
		12.7 ~ 14.1	0.0442

- 3 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 長野豊野線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市西三才2336番の2地先から 長野市西三才2225番の1地先まで	旧	m 7.8 ~ 8.4	km 0.2817
同 上	新	14.3 ~ 39.9	0.2817

- 4 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 川口田野口篠ノ井線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市大岡甲7864番の1地先から 長野市大岡甲7828番の5地先まで	旧	m 4.5 ~ 17.2	km 0.1734
同 上	新	4.5 ~ 20.0	0.1734

道路管理課

#### 長野県長野建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年4月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月27日

長野県長野建設事務所長 吉川達也

- 1 (1) 路線名 403号  
 (2) 供用を開始する区間  
 長野市若穂綿内字町8528番地先から  
 長野市若穂綿内字西古屋8016番の2地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 令和5年3月27日
- 2 (1) 路線名 丸子信州新線  
 (2) 供用を開始する区間  
 長野市大岡乙204番の1地先から  
 長野市大岡甲7828番の5地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 令和5年3月27日
- 3 (1) 路線名 長野豊野線  
 (2) 供用を開始する区間  
 長野市西三才2350番の1地先から  
 長野市西三才2225番の1地先まで  
 (3) 供用を開始する期日 令和5年3月27日

道路管理課

#### 長野県警察本部告示第14号

長野県警察本部長関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のように定めます。

令和5年3月27日

長野県警察本部長 小山 巖

長野県警察本部長関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程  
 (趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。次条第4項及び第7項において「政令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長野県条例第38号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長野県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が保有する個人情報の保護について、同法及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第2条 警察本部長は、条例第3条第1項の個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに、条例個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 条例個人情報ファイル簿は、警察本部長が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

- 3 警察本部長は、条例個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該条例個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 警察本部長は、条例個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが政令第20条第2項で定める数を超えたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 警察本部長は、条例個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを長野県警察本部の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第3条第1項の規則で定める個人情報ファイルは、次に掲げるものとする。
  - (1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
  - (2) 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- 7 条例第3条第1項第10号の規則で定める事項は、政令第21条第6項各号に掲げる事項とする。

(開示の方法)

第3条 個人情報の保護に関する法律第87条第1項のその種別、情報化の進展状況等を勘案して警察本部長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録について、当該各号に定める方法とする。

- (1) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
  - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
  - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付
- (2) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
  - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
  - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、警察本部長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの
  - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
  - イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付
  - ウ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧、視聴又は聴取の用に供するために警察本部長が保有するものに限る。）により再生したものの閲覧、視聴又は聴取
  - エ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(写し等の交付費用)

第4条 条例第6条の実施機関が定める費用は、別表のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。  
(長野県警察本部長関係長野県個人情報保護条例施行規程の廃止)
- 2 長野県警察本部長関係長野県個人情報保護条例施行規程（平成18年長野県警察本部告示第1号）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この告示の施行の際現に警察本部長が保有している個人情報ファイルについての第2条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この告示の施行後遅滞なく」とする。

(別表) (第6条関係)

地方公共団体等行政文書の種別		写し等	金額
1 文書又は図画	(1) 文書又は図画（(2)及び(3)に該当するものを除く。）	ア 複写機により複写したもの	用紙1枚につき10円（多色刷りにあつては、20円）
		イ スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。ウにおいて同じ。）により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。2の(3)のイにおいて同じ。）に複写したもの	1枚につき90円
		ウ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生	1枚につき120円

		することが可能なものに限る。 2の(3)のウにおいて同じ。)に 複写したもの	
	(2) マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	用紙1枚につき10円
	(3) 写真フィルム	印画紙に印画したもの	作成に要する費用に相当する額
2 電磁的記録	(1) ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したもの	作成に要する費用に相当する額
	(2) 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したもの	作成に要する費用に相当する額
	(3) (1)及び(2)以外の電磁的記録	ア 用紙に出力したもの	用紙1枚につき10円(多色刷りにあつては、20円)
		イ 光ディスクに複写したもの	1枚につき90円
		ウ 光ディスクに複写したもの	1枚につき120円

(備考) 用紙の両面に複写し、又は出力するときは、片面を1枚として額を算定する。

広報相談課

#### 長野県警察本部告示第15号

長野県警察本部長関係長野県情報公開条例施行規程を次のように定めます。

令和5年3月27日

長野県警察本部長 小山 巖

長野県警察本部長関係長野県情報公開条例施行規程

長野県警察本部長関係長野県情報公開条例施行規程(平成14年長野県警察本部告示第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。)の規定に基づき、長野県警察本部長が管理する公文書の公開について、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する請求書は、公文書公開請求書(様式第1号)によるものとする。

(条例第11条第1項の実施機関が定める事項)

第3条 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、公開を実施する日、時間及び場所とする。

(条例第14条第1項及び第2項の実施機関が定める事項)

第4条 条例第14条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第14条第1項及び第2項に規定する意見書は、公文書の公開に係る意見書(様式第2号)によるものとする。

(電磁的記録の公開の方法)

第5条 条例第15条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録について、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
  - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
  - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付
- (2) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
  - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
  - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

- (3) 電磁的記録(前2号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であつて、長野県警察本部長がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの
- ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
  - イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付
  - ウ 当該電磁的記録を専用機器(公開を受ける者の閲覧、視聴又は聴取の用に供するために長野県警察本部長が保有するものに限る。)により再生したものの閲覧、視聴又は聴取
  - エ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付  
(写し等の交付費用)

第6条 条例第17条の実施機関が定める費用は、別表のとおりとする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(別表)(第6条関係)

公文書の種別		写し等	金額
1 文書又は図画	(1) 文書又は図画(2)及び(3)に該当するものを除く。	ア 複写機により複写したもの	用紙1枚につき10円(多色刷りにあつては、20円)
		イ スキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。ウにおいて同じ。)により読み取つてできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。2の(3)のイにおいて同じ。)に複写したもの	1枚につき90円
		ウ スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。2の(3)のウにおいて同じ。)に複写したもの	1枚につき120円
	(2) マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	用紙1枚につき10円
	(3) 写真フィルム	印画紙に印画したもの	作成に要する費用に相当する額
2 電磁的記録	(1) ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したもの	作成に要する費用に相当する額
	(2) 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したもの	作成に要する費用に相当する額
	(3) (1)及び(2)以外の電磁的記録	ア 用紙に出力したもの	用紙1枚につき10円(多色刷りにあつては、20円)
		イ 光ディスクに複写したもの	1枚につき90円
		ウ 光ディスクに複写したもの	1枚につき120円

(備考) 用紙の両面に複写し、又は出力するときは、片面を1枚として額を算定する。

(様式第1号) (第2条関係)

公文書公開請求書

年 月 日

長野県警察本部長 殿

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、名称及び  
代表者の氏名〕

電話番号

長野県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

<p>公文書の名称 その他の公文 書を特定する ために必要な 事項</p>	
<p>公開の方法</p>	<p>(該当する□内にレ印を記入してください。)</p> <p><input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴・聴取</p> <p><input type="checkbox"/> 写し等の交付</p>

(様式第2号) (第4条関係)

公文書の公開に係る意見書

年 月 日

長野県警察本部長 殿

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、名称及び  
代表者の氏名〕

電話番号

年 月 日付けで照会のありました件について、次のとおり回答します。

公開決定に反対 する意思の有無	(該当する□内にレ印を記入してください。) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
公開決定に反対 する理由等	

広報相談課

長野県人事委員会告示第1号

人事委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県人事委員会規則第7号）の規定に基づきその例によることとされる長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第6号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月27日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

名 称	条 項
個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和4年長野県条例第38号)	第4条第2項及び第3項

人事委員会事務局

長野県人事委員会告示第2号

平成19年長野県人事委員会告示第3号（人事委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続き）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月27日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

本則の表中 「第6条第1項」 を 「第6条、第11条第1項及び第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第1項並びに第14条」 に改める。

人事委員会事務局

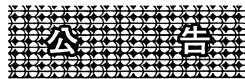
長野県人事委員会告示第3号

平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）は、令和5年3月31日限り、廃止します。

令和5年3月27日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

人事委員会事務局



公告

令和5年3月16日、東御市八重原土地改良区の定款変更を認可しました。

令和5年3月27日

長野県上田地域振興局長 柳 沢 由 里

農地整備課